

香川県お試しテレワーク移住促進事業助成金交付要綱

(通則)

第1条 香川県お試しテレワーク移住促進事業助成金(以下「助成金」という。)の交付については、香川県補助金等交付規則(平成15年香川県規則第28号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この助成金は、東京圏及び大阪圏に在住する移住希望者が、本県でお試しテレワークを行う際の本県までの移動やコワーキングスペースの利用等に要する経費に対し、予算の範囲内において助成することにより、テレワークの活用による新しい働き方に対応した新しいひとの流れを創出し、本県への移住を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県
- (2) 大阪圏 京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県
- (3) コワーキングスペース 利用者が主に仕事の用に供し、業種や世代の異なる人たちが、スペースを共有しながら各々に独立した仕事を行うことができる施設であって、インターネットの環境があらかじめ用意されている県内の施設をいう。
- (4) 学生等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校、大学(大学に置く大学院を含む。)、短期大学、高等専門学校、専修学校等に在籍する生徒又は学生をいう。

(コワーキングスペースの指定等)

第4条 香川県お試しテレワーク移住促進事業の実施にあたり、助成金の交付を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)の助成金の交付要件となるコワーキングスペースとして知事の指定(以下「指定コワーキングスペース」という。)を受けようとする事業者は、香川県お試しテレワーク移住促進事業指定コワーキングスペース指定申請書(第1号様式。以下「指定申請書」という。)に関係書類を添えて、知事に申請しなければならない。ただし、この事業者は、次の各号のいずれにも該当しない者を

いう。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。第3号において同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次号において同じ。）
 - (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
 - (4) 県税に滞納のある者
- 2 知事は、指定申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、指定コワーキングスペースとして指定し、香川県お試しテレワーク移住促進事業指定コワーキングスペース決定通知書（第2号様式。以下「決定通知書」という。）により、その旨を当該指定申請書を提出した者に通知するものとする。
- 3 決定通知書を受けた事業者は、指定申請書の記載事項に変更が生じ、又は指定を解除するときは、変更の事項等を記載した指定申請書を、速やかに知事に提出しなければならない。

（助成対象者）

第5条 助成対象者は、東京圏又は大阪圏に在住する者であって、次の各号の要件をいずれも満たす者とする。ただし、18歳未満の者又は学生等を除く。

- (1) 香川県への移住に関心があり、指定コワーキングスペースの利用日の前日までに次に掲げる相談窓口の移住・交流コーディネーター等に対面又はWeb会議システムで移住の相談をし、当該助成金を利用する旨を告げている者であること。なお、県及び香川県移住・定住推進協議会が主催及び出展する移住関連イベントにおいても、①から③における相談と同様に取り扱うものとする。
 - ①香川県東京人材Ｕターンコーナー（香川県東京事務所内）
 - ②NPO法人ふるさと回帰支援センターうどん県・香川暮らし相談コーナー
 - ③香川県大阪人材Ｕターンコーナー（香川県大阪事務所内）
- (2) 指定コワーキングスペースを連続して2日以上利用した者であること。なお、利用日から3日以内に再度指定コワーキングスペースを利用した場合、当該利用日の翌日から再度利用した日の前日までの期間は、連続して指定コワーキングスペースを利用したものとみなす。
- (3) 知事が別に定めるところにより実施するアンケート調査に回答し、助成金支給後も、申請時に提出した個人情報をもとに、県や県内市町から移住情報を提供することに同意する者であること。

(助成対象経費)

第6条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象者が、指定コワーキングスペースを利用するために支出した旅費、宿泊費及び指定コワーキングスペースの施設利用料相当分とする。なお、助成対象経費に、G o T oトラベル事業等の国や県等の補助金の交付を受けた経費が含まれてはならない。

(助成金額)

第7条 助成金額は、定額とし、東京圏に在住する者は3万円、大阪圏に在住する者は1万円とする。

- 2 指定コワーキングスペースを3日以上利用した場合は、前項の助成金とは別に、3日目以降1日につき5千円を加算（以下「加算額」という。）する。ただし、加算額の上限は、3万円とする。

(助成金の交付の申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、香川県お試しテレワーク移住促進事業助成金交付申請書兼請求書（第3号様式。以下「交付申請書」という。）に関係書類を添えて、交付申請書に記載する指定コワーキングスペースの最終利用日から30日を経過する日又は指定コワーキングスペースを利用した日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、交付申請書を知事に提出するものとする。ただし、同一年度での申請は、1回限りとする。

(交付決定)

第9条 知事は、前条に規定する交付申請書の内容が適当であると認めたときは、予算の範囲内で交付を決定し、香川県お試しテレワーク移住促進事業助成金交付決定通知書（第4号様式）により、交付申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第10条 知事は、助成金の交付決定を受けた者又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 香川県補助金等交付規則及びこの要綱の規定に違反したとき
- (2) 不正又は虚偽の申請により助成金の交付決定を受けたとき

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和4年3月22日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 第4条第1項の規定による指定を受けようとする事業者は、この要綱の施行の日前においても、同項の規定の例により、その申請をすることができる。

第1号様式（第4条第1項及び第3項関係）

年 月 日

香川県知事 殿

所在地
事業者名
代表者職氏名

香川県お試しテレワーク移住促進事業指定コワーキングスペース
指定（変更・解除）申請書

香川県お試しテレワーク移住促進事業助成金交付要綱第4条の規定に基づき、

コワーキングスペースの指定
申請事項の変更
指定コワーキングスペースの指定の解除

を申請します。

なお、施設の利用者に対し、利用証明書を発行することに同意します。また、同条第1項のただし書きの各号には該当しません。

申請種別	☐ 指定 ☐ 変更 ☐ 解除		
施設概要	施設名称		
	施設所在地		
	電話番号		
	おすすめポイント (40字以内。 3項目まで)		
	施設のURL		
内容・理由 ※変更・解除の場合のみ			
申請者の 連絡先	責任者・担当者の 役職・氏名	責任者： 担当者：	
	電話番号（事務用）		
	メールアドレス		

（注）施設概要を県のHP等に掲載します。

添付資料

- 1 施設の概要及びコワーキングスペースの料金体系が分かる書類
- 2 広報用の写真（3枚程度）※県のHP等に掲載します。
- 3 指定コワーキングスペース利用状況の確認のための管理者証明印等届出書（別紙）
- 4 申請日の3か月以内に発行された香川県税の納税証明書（写しでも可）
※香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第180条第2項の規定に基づく物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている者は省略可。

(第 1 号様式別紙)

指定コワーキングスペース利用状況の確認のための管理者証明印等届出書

香川県お試しテレワーク移住促進事業助成金交付要綱第5条第2号に規定する指定コワーキングスペースの利用について、次の方法で証明します。

施設名称		
管理者証明印 (スタンプ) ※右枠内に、なるべく複数の証明印(スタンプ)を押印してください。		
【証明方法①に使用】		
顧客管理票等の様式(※)	あり (個人情報が含まれる場合は、当該情報を黒塗りのこと) なし	提出
【証明方法②に使用】		

*指定コワーキングスペースの施設名称、利用者名及び利用日がわかるもの

＜交付申請者の施設利用の証明方法（いずれか）＞

- ①香川県お試しテレワーク移住促進事業助成金交付要件確認票の指定コワーキングスペースの利用状況欄に管理者の証明印を受けること。
- ②指定コワーキングスペースの施設名称、利用者名及び利用日の記載された領収書や顧客管理票等の写しを提出すること。

第2号様式（第4条第2項関係）

第 号
年 月 日

様

香川県知事

香川県お試しテレワーク移住促進事業指定コワーキングスペース決定通知書

年 月 日付けで申請のあった香川県お試しテレワーク移住促進事業に係るコワーキングスペースの指定については、次の施設について指定コワーキングスペースとして決定したので、香川県お試しテレワーク移住促進事業助成金交付要綱第4条第2項の規定により通知します。

記

施設名称

施設所在地

■留意事項

- ・ 交付申請者が指定コワーキングスペースを利用したことを確認するため、直接、電話等で連絡する場合がありますので、ご対応をお願いします。
- ・ 指定コワーキングスペース利用状況の確認のための管理者証明印等届出書で届け出た管理者証明印と異なる印で利用状況の確認を行う場合（香川県お試しテレワーク移住促進事業助成金交付要件確認票の指定コワーキングスペースの利用状況欄に押印）は、香川県お試しテレワーク移住促進事業指定コワーキングスペース指定申請書にて、当該証明印等を届け出てください（事後でも可）。

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

香 川 県 知 事 殿

(〒 -)

(申請者) 現住所
氏名
電話番号

香川県お試しテレワーク移住促進事業助成金交付申請書兼請求書

標記助成金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、助成金の交付申請に当たり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団に関与していないこと、香川県お試しテレワーク移住促進事業助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第5条に規定する18歳未満の者又は学生等ではないこと、交付要綱第6条に規定する助成対象経費に国や県等の補助金の交付を受けた経費が含まれていないことを誓約します。

記

1 交付申請額 金 円

2 補助金振込先（※申請者本人名義の口座を記載してください。）

金融機関名		本支店名	
預金種別	普通 ・ 当座		
(フリガナ)			
口座名義人			
口座番号			

3 添付書類

- (1) 香川県お試しテレワーク移住促進事業助成金交付要件確認票（別紙）
- (2) 申請者の現住所を証明する書類（運転免許証等の写し）
※現住所と運転免許証等の住所が異なる場合は、発行から3か月以内の公共料金の領収書等、申請者の現住所が分かるものも添付のこと。
- (3) アンケート用紙

【申請前にご確認ください】 ※不備がある場合には受付できませんので、必ずチェックしてください。

☐	「3 添付書類」は、すべて添付していますか？
☐	別紙「香川県お試しテレワーク移住促進事業助成金交付要件確認票」の「指定コワーキングスペースの利用状況」には、2日以上 の証明印等がありますか？
☐	相談窓口への相談日は、令和4年4月1日以降で、指定コワーキングスペースの利用日より前の日付けになっていますか？

香川県お試しテレワーク移住促進事業助成金交付要件確認票

■相談窓口への相談状況

相談窓口	相談日	相談窓口の 対応者
香川県東京人材Ｕターンコーナー（香川県東京事務所内） 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館9階 TEL：03-5212-9100 Eメール：cx0199@pref.kagawa.lg.jp		
NPO法人ふるさと回帰支援センターうどん県・香川暮らし相談コーナー 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館内 TEL：080-2125-1634 Eメール：kagawa@furusatokaiki.net		
香川県大阪人材Ｕターンコーナー（香川県大阪事務所内） 大阪府大阪市中央区東心斎橋1-18-24 クロスシティ心斎橋4階 TEL：06-6281-1661 Eメール：osaka@pref.kagawa.lg.jp		
移住関連イベント (イベント名：)		

■交付申請額の積算

① 東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）在住者 30,000 円	円
② 大阪圏（京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県） 在住者 10,000 円	円
③ 加算額 指定コワーキングスペースを3日以上利用した場合、 3日目から1日につき5,000円（上限：30,000円）	円
④ 交付申請額 （「①」又は「②」）＋「③」	円

【指定コワーキングスペースの管理者記載欄】

指定コワーキングスペースの利用状況

利用者氏名

指定コワーキング スペースの利用日	指定コワーキン グスペース名	管理者の証明印 (スタンプ)	指定コワーキング スペースの利用日	指定コワーキン グスペース名	管理者の証明印 (スタンプ)

※管理者の証明印に代えて、申請者が指定コワーキングスペースを利用したことが分かる書類（領収書等）の写しの添付でも可。この場合、申請者を名宛人とするものでなければならない。

第4号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

香川県知事

香川県お試しテレワーク移住促進事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請及び請求のあった標記の助成金については、
香川県お試しテレワーク移住促進事業助成金交付要綱第9条の規定に基づき、次の
とおり助成金の交付を決定したので通知します。

記

金 _____ 円

■留意事項

次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部
若しくは一部の返還を命ずることがあります。

- (1) 香川県補助金等交付規則及びこの要綱の規定に違反したとき
- (2) 不正又は虚偽の申請により助成金の交付決定を受けたとき